

公開草案に対するコメント（3つの基準案共通のフォーマット）

「氏名又は企業等の名称」及びお寄せいただいたコメントを、SSBJのホームページ(<https://www.ssb-j.jp/jp/>)にて公開する予定です。

入力可能セル

氏名又は企業等の名称（必須）	株式会社ナナホシマネジメント
ご担当者（企業等の場合は必須）	代表取締役 松橋 理

コメントの前提	<p>コメントにあたっては、いずれの企業を対象とするかについて、</p> <p>①グローバル投資家との建設的な対話を中 ②上記①以外の企業（プライム以外の上場企業） ③上記①及び②いずれの企業にも共通のコメント</p>
公開草案の項番号	<p>「コメント」欄に公開草案の項番号を記載した公開草案略称：「適用基準案」、「一般基準案」 項番：第〇項、BC〇項</p>

Relevant part:
 Draft Climate-related Disclosure Standard, Annex C: Financed Emissions, C3.

Alternative proposal:
 We propose adding "(4) Activities related to hold cross-shareholdings," which would require a reporting entity to disclose the greenhouse gas emissions of the issuer of those cross-shareholdings if they are held.

Reason:
 The Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (page 51) in IFRS S2 Climate-related Disclosures - June 2023 (page 20) states that Scope 3 Category 15 covers 'companies that make an investment with the objective of making a profit and companies that provide financial services.'

Reporting companies that hold cross-shareholdings are understood to be 'companies that make an investment with the objective of making a profit,' as they invest to earn profits through transactions with the issuer of the cross-shareholdings and through the cross-shareholdings themselves.

Therefore, in light of the unique Japanese practice of holding cross-shareholdings, we request that the Japanese Standards include disclosure on financed emissions for cases where the reporting company engages in 'activities to hold cross-shareholdings.'

No.	質問	コメントの前提	
記入例	質問8（産業横断的指標等：資本投下）	①プライム上場企業ないしはその一部	本提案に賛成する。諸表を作成するに
	質問5（ロケーション基準とマーケット基準）	②プライム以外の上場企業等	本提案に賛成する。ようにすることで、
	質問11（その他） 公開草案の略称及び項番号「第〇項」「BC〇項」を記入ください	③①及び②共通	適用基準第34項合理的で裏付け
1	質問11（その他） 公開草案の略称及び項番号「第〇項」「BC〇項」を記入ください	③①及び②共通	<p>該当部分： 気候関連開示基準（案）別紙C：ファイナンスド・エミッション C3項</p> <p>代替案： 「（4）政策保有株式の保有に関する活動」を追加していただき、報告企業において政策保有株式を保有している場合は、政策保有株式の発行会社が排出する温室効果ガス排出量を開示する必要がある点を追記していただきたいと思います。</p> <p>理由： IFRS S2号「気候関連開示」（原題：IFRS S2 CLIMATE-RELATED DISCLOSURES—JUNE 2023（20頁））に記載されている温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）（原題：Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard（51頁））において、スコープ3カテゴリ15は、「利益を得る目的で投資を行う会社」や金融サービスを提供する会社を対象であるとされています。</p> <p>この点、政策保有株式を保有する報告企業は、政策保有株式の発行会社との取引及び政策保有株式の保有自体を通じて、利益を得る目的で投資を行っていることから、「利益を得る目的で投資を行う会社」と解されます。</p> <p>そこで、日本の政策保有株式の保有という独自の慣習を踏まえ、日本のサステナビリティ開示基準においては、ファイナンスド・エミッションに関する開示対象に、報告企業が「政策保有株式を保有する活動」を行う場合も含めていただきたいと思います。</p>